



特定非営利活動法人 日本防犯防災協会

J S C A

(Japan Safety measures, Crime and Calamity prevention Association)

定款

作成 20140520

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防犯防災協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区池尻二丁目9番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民や企業を対象とし、防犯防災活動の支援事業、防犯防災意識の向上を図る為の講習会等の開催による防犯防災啓蒙事業、一般家庭を対象とした犯罪被害の調査・研究事業、防犯設備の調査・研究事業、こどもの健全育成による地域支援事業、犯罪被害者に対する支援、警備業務の適正化事業等を行い、防犯事業に関しては、民間活力の導入・行政との連携により市民の相互協力による地域パトロールの推進を通して、治安回復を図り、個人や地域が防犯に関する能力・知識・技術の向上を図る事で、犯罪の発生及び被害の減少をねらい、国民全体の治安維持活動に貢献する事を目的とする。

防災事業に関しては、地震災害、台風等の気象災害を過去の経験値や地理的な条件等から事前に防止する策、知識、技術の向上を図る事で、災害による被害の減少をねらい、安心して暮らせる生活基盤づくりに貢献する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動

- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 防犯活動の支援と啓発事業

- ① 防犯講習会、危機管理セミナーの開催
- ② 防犯意識の向上のための防犯指導
- ③ 実践型防犯ボランティアリーダーの育成
- ④ 防犯診断士の育成に伴う講習並びに認定証の交付
- ⑤ 安心まちづくりの推進、支援
- ⑥ 防犯に関するホームページの開設・運営
- ⑦ 防犯に関する出版物の発行

(2) 防災活動の支援と啓発事業

- ① 防災に関する講習会の開催
- ② 防災意識の向上のための防災指導
- ③ 災害時に対応できるボランティアリーダーの育成
- ④ 防災診断士の育成に伴う講習並びに認定証の交付
- ⑤ 安全まちづくりの推進、支援
- ⑥ 防災に関するホームページの開設・運営
- ⑦ 防災に関する出版物の発行

(3) 防犯・防災設備機器等に関する調査・研究事業

- ① 犯罪に関する調査と防止策の研究
- ② 防犯機器・設備の効果に関する調査と有効的な運用の研究
- ③ 災害に関する調査と対応策の研究
- ④ 防災製品・設備に関する調査と開発支援

(4) 警備業務適正化事業

- ① 警備業務従事者の資質向上、防犯警備に関する提言
- ② 警備業務に関する格付公表

- (5) こどもの健全育成支援事業
 - ① 武道・護身術教室の開催
 - ② 防犯や健全育成に関する相談支援事業
 - ③ 防災訓練や防災に関する講習会の開催

- (6) 犯罪被害者に対する支援活動
 - ① 犯罪被害者の権利保護と救済の為の支援活動
 - ② 犯罪被害者への経済的支援

- (7)その他、目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助する為に入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し入会した犯罪被害者（家族・親族を含む）

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。

(4) 除名された時。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決によりこれを除名する事が出来る。

(1) この定款に違反した時

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

2 前項の規定により会員を除名使用とする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 1 2 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事の内1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

4 法第 2 0 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する事。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集する事。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる事。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠の為、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があった時。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集する時。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における決議事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事

長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に

関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 柿崎 裕治
副理事長 谷口 豊
理事 猪股 満

監事 村田 雅夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から19年 3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から17年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - (1) 入会金 正会員 (個人、団体) 0円
賛助会員 (個人、団体) 0円
 - (2) 年会費 正会員 個人5,000円 団体10,000円
賛助会員 (個人、団体) 1口50,000円 (1口以上)